

▶申告手続きにはマイナンバーが必要です

◎本人申告の場合

マイナンバーカードをお持ちの人
マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）が可能

マイナンバーカードをお持ちでない人	
番号確認書類	身元確認書類
《本人のマイナンバーを確認できる書類》 ●通知カード ●住民票の写し（マイナンバー入りのものに限る） などのうちいずれか1つ	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 ●運転免許証 ●パスポート ●在留カード ●障害者手帳 ●公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ

※昨年度、市で受付する確定申告では、番号確認書類と身元確認書類の写しの添付が必要でしたが、今年度は写しの添付が不要となりました。受付時にマイナンバー等を確認しますので上記の書類をお持ちください。

◎代理人申告の場合

代理権の確認書類	+	代理人の身元確認書類	+	本人の番号確認書類
●委任状 ●本人のマイナンバーカード ●本人の公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ		●マイナンバーカード ●運転免許証 ●パスポート ●障害者手帳 ●公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ		●マイナンバーカード又はその写し ●通知カード又はその写し ●住民票の写し又はその写し（マイナンバー入りのものに限る） などのうちいずれか1つ

本庄税務署からのお知らせ

★本庄税務署 ☎2111 (自動音声案内)

■所得税・個人消費税の確定申告会場を開設します

2月16日(金)～3月15日(木) 土・日除く

受付時間 午前8時30分～

相談時間 午前9時～午後5時

申告書の作成は午後4時頃、複雑な相談内容は午後3時頃までにお越しください。(混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。)

■公的年金等を受給されている方へ～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金の収入が400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要です。(市民税・県民税申告が必要な場合があります。) 所得税の還付を受ける場合や、純損失や雑損失の繰越控除など確定申告書の提出が要件となっている控除の適用を受ける場合には確定申告書の提出が必要です。

※平成27年分以降は、外国の制度に基づき国外で支払われた年金など源泉徴収の対象外の公的年金等を受給されている方には適用になりません。

▶申告日程表

受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時

月	日	曜日	地区	会場
2	14	水	長浜町、鍛冶町、上町、下町	アスピアこだま
	15	木	仲町、新町、連雀町、本町、本泉全域	
	16	金	第一金屋、第二金屋、第三金屋	
	19	月	長沖、高柳、飯倉、宮内、塩谷、保木野、田端	
	20	火	児玉南、秋山、風洞、東小平、西小平	
	21	水	中央、本庄	
	22	木	南、前原、緑	
	23	金	東台、住居表示外(照若町・本町・台町・諏訪町)	
3	26	月	日の出	市役所6階大会議室
	27	火	朝日町、五十子、早稲田の杜、東富田、今井	
	28	水	四季の里、北堀、西五十子、東五十子、四方田	
	1	木	銀座、寿、けや木、栗崎	
	2	金	鶴森、傍示堂、小和瀬、宮戸、堀田、滝瀬	
	4	日	市内全域(市民税・県民税申告優先)	
	5	月	牧西、仁手、下仁手、久々宇、田中、上仁手	
	6	火	都島、山王堂、沼和田、万年寺、杉山、新井、三友	
	7	水	千代田、見福	
	8	木	小島南、下野堂	
	9	金	駅南、共栄全域、下真下、上真下、吉田林、高関	
	12	月	柏、栄	
	13	火	若泉、小島	
	14	水	西富田、蛭川、入浅見、下浅見	
	15	木	市内全域(市民税・県民税申告優先)	

市民税・県民税

申告受付が始まります

▶申告受付期間 2月14日(水)～3月15日(木)

今年も税の申告時期になりました。申告は期限内に正しく行いましょう。地区ごとに申告相談の指定日を設定していますので、ご協力をお願いします。

★課税課 ☎21123 (所得税については、本庄税務署 ☎2111)

申告時に必要なもの

申告日程表の2月14日(水)・15日(木)及び他の日程の午前中は、混雑が予想されますので混雑を避けてお越しください。自分にどの申告が必要かは、6ページのフローチャートでご確認ください。

①マイナンバーカード又は通知カード及び身元確認のできるもの(運転免許証など)

詳しくは5ページ参照
配偶者控除・扶養控除を受ける場合は、その人のマイナンバーを確認できるものも必要になります。なお、次の人は扶養控除等の対象とすることができません。
・年間の所得が38万円を超える人
・他の人の扶養控除等の対象となっている人

②印鑑

③所得がわかるもの
・給与所得、年金所得▼源泉徴収票
・事業所得(営業、農業)、不動産所得▼事前に収支計算を済ませた収支内訳書
・配当所得、一時所得、雑所得▼年間取引報告書、支払調書

④各種控除を証明できるもの
・社会保険料控除▼国民健康保険、

国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険などの領収書又は支払証明書

・生命保険料控除及び地震保険料控除▼控除証明書
・寄附金控除▼領収書又は支払証明書

・医療費控除▼医療費控除の明細書(事前に診療を受けた人ごと、医療機関ごとに累計し明細書を作成)
※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける場合は、一定の取組を行ったことを明らかにする書類も必要。

(例)健康診断の結果通知表・インフルエンザ予防接種の領収書等
・障害者控除▼身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書

⑤所得税の還付を受ける人は、申告者本人名義の口座が確認できる預金通帳など

※書類などに不備がある場合、再度お越しいただくことがあります。

申告は期限内に

申告は3月15日(木)までに済ませるようお願いいたします。期限内に申告がお済みでない人は、平成30年度(平成29年分)所得・課税証明書の発行に日数を要する場合があります。

「市民税・県民税申告書」は郵送で提出できます

「市民税・県民税申告書」は、課税課(市役所1階)、市民福祉課(アスピアこだま内)で配布又は市ホームページからダウンロードできます。郵送で提出することにより、申告会場へ向く必要がなくなります。

介護保険要介護認定者の障害者控除の適用について

介護保険の要介護認定(要介護2から5)を受けている人は、身体障害者手帳などを持っていない場合でも、市が発行する「障害者控除対象者認定書」を添付することで、障害者控除が受けられます。

対象 65歳以上で、平成29年12月31日(基準日)時点で、要介護2から5までのいずれかの認定を受けている人
※対象者が死亡した場合は、死亡日が基準日。

申請方法

本人又は代理人が介護保険被保険者証を持参のうえ、左記の窓口へお越しください。

★介護保険課(市役所1階)

☎1719

★市民福祉課(アスピアこだま内)

☎1333